
種 別： 研究ノート

タイトル： NPO 法人の理事の対第三者責任

著 者： 清水 太郎

所 収： 『上智法学論集』第 67 卷 4 号（令和 6 年 3 月）429-440 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

研究ノート

NPO 法人の理事の対第三者責任

清水 太郎

1. はじめに
2. 裁判例（盛岡地判平成 31 年 2 月 22 日）
3. 会社法 429 条について
4. 検討
5. おわりに

1. はじめに

岩手県山田町は、三陸地方の太平洋に面した町であり、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災により、町の中心部を含めた海岸部が津波の被害を大きく受けた町である。

山田町においては、ある特定非営利活動法人（以下、「NPO 法人」という。）が町から委託された緊急雇用創出事業（平成 23 年～24 年度の 2 年間）で 12 億 2000 万円の事業費を使い切り、6 億 7000 万円に及ぶ不適切な支出（うち使途不明金 1 億 8000 万円）がなされたことが明らかになっている⁽¹⁾。この事件については、山田町が町のホームページに「山田町復興記録誌〔別冊〕『NPO 法人大雪りばあねっと事件』その背景と教訓」という冊子を掲載しているが、この事件の争点の一つが、同 NPO 法人の理事の山田町に対する責任（いわゆる対第三者責任）である。

本稿の関心は、特定非営利活動促進法（以下、「NPO 法」という。）には会社法 429 条のような対第三者責任を定めた条文が存在しないことから、そのこと

(1) 山田町復興記録誌〔別冊〕「NPO 法人大雪りばあねっと事件」その背景と教訓 3 頁 (https://www.town.yamada.iwate.jp/fs/7/0/7/8/5/_fu_kirokushi_bessatsu.pdf)。

がNPO法人の理事の責任のあり方にどのような影響を与えるかということである。そこで、以下では、問題となった裁判例（盛岡地判平成31年2月22日）を紹介した上で、会社法429条に関する議論を確認して、営利法人（会社）と非営利法人（一般社団法人・NPO法人）の対比および非営利法人同士（一般社団法人とNPO法人）の対比を通じて、検討してみたい。

従来、非営利法人法制において、理事の対第三者責任の妥当領域は拡大の一途をたどっているが、その検討は十分に行われていなかったと指摘されている⁽²⁾。また、先行研究⁽³⁾がこの問題を検討された当時は具体的な裁判例がなかったことから、裁判例を通じて問題の一端を検討することも意義があるものと思われる。

なお、本稿は、上智大学国際企業環境法研究会（座長・梅村悠教授）における個別研究テーマ「東日本大震災と企業法」の研究成果の一部である。

2. 裁判例（盛岡地判平成31年2月22日）

盛岡地判平成31年2月22日LEX/DB25563105の事案は、山田町が原告となって同町から緊急雇用創出事業の委託を受けていたNPO法人（破産手続開始決定済み）の代表者理事であったY（被告。業務上横領罪等が成立している。）に対し、同NPO法人に前払いされた事業費が目的外用途に費消されるなどして山田町が損害を被ったとして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）117条1項（「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。」）の類推適用による同理事の第三者（山田町）に対する損害賠償請求等を求めたというものである。

本件は、判例集には掲載されていないが、度々報道されているものである。また、山田町によると、本件はYによって控訴されたものの、却下されたとのことである⁽⁴⁾。仙台高裁の判決文は参照することができなかったが、控訴人がYであり、結論も変わっておらず、上記の問題について盛岡地裁が詳細に論じているので、こちらを参照したい。

(2) 山下徹哉「非営利法人の理事の対第三者責任の意義と機能に関する一考察」NBL1104号62頁（2017年）。

(3) 椿久美子「NPO法人役員等の対第三者個人責任と一般法人法117条1項の類推適用」明治大学法科大学院論集16号119頁以下（2015年）。

(4) 山田町・前掲註(1)13頁。

盛岡地裁の判旨は、以下のとおりである（なお、争点は以下に掲げたもの以外にもあるが、本稿の関心から割愛する。）。

〔1 争点 1（一般法人法 117 条 1 項の類推適用の可否）について

（1）NPO 法に理事の対第三者責任を定めた規定があるとは認められないところ、原告山田町は、NPO 法人の理事について一般法人法 117 条 1 項が類推適用されると主張する。

そこで、以下、まず、NPO 法人の理事について一般法人法 117 条 1 項が類推適用されると解釈すべき前提が存するのかを検討する。

（2）一般法人法 117 条 1 項は、一般社団法人につき、『役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。』と定め、同法 198 条は、この規定を一般財団法人に準用するが、その趣旨は、一般社団法人又は一般財団法人の役員等（同法 111 条 1 項参照）は、本来、当該法人に対して任務を負うにすぎず、第三者に対しては、一般の不法行為責任以外の責任を負わないはずであるところ、一般社団法人又は一般財団法人が経済社会において重要な地位を占め、しかも、同両法人の活動がその機関である理事等の職務執行に依存するものであることを考慮して、第三者を保護する観点から、役員等が直接第三者に対して損害賠償責任を負うこととしたものであり、それゆえ、理事等の任務の懈怠について理事等に悪意又は重過失があれば、たとえ第三者に対する加害について故意又は過失がない場合であってもその責任を負い、その責任の範囲も、任務の懈怠によって直接に第三者に生じた損害であると、当該法人等が損害を被った結果第三者に生じた損害であると問うことなく及ぶものとするものである。

このように、一般法人法 117 条 1 項（同法 198 条で準用する場合を含む。）に基づく損害賠償責任は、法律上特別に定められた責任であるから、このような法定責任を認めるためには法の明文を要する（例えば、会社法 429 条、労働金庫法 42 条の 2、信用金庫法 39 条の 2、森林組合法 49 条の 3 第 8 項、水産業協同組合法 39 条の 6 第 8 項、農業協同組合法 35 条の 6 第 8 項、医療法 48 条 1 項、社会福祉法 45 条の 21 第 1 項、中小企業等協同組合法 38 条の 3 第 1 項、消費生活協同組合法 31 条の 4 第 1 項、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第 34 条 2 項、商店街振興組合法 51 条の 2 第 1 項など、経済的側面から見て社会に重要な地位を占める法人については、一般法人法 117 条 1 項と同旨の規定がある。）。

そうであれば、当該法人の根拠法にこのような法定責任が定められていないことは、当該法人についてこのような法定責任を認めないこととした立法者意

思の顕れというべきであるから、法の明文がない以上、このような法定責任を認める余地はない。

NPO法には、このような法定責任を認める規定を欠くばかりか、その第8条(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)においては、一般法人法の規定中、同法78条の規定(『一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。』)のみを準用している。

以上によれば、NPO法人の理事について一般法人法117条1項の規定が準用又は類推適用されると解することはできず、原告山田町の上記主張は、その前提を欠くこととなり、採用することができないものである。

よって、一般法人法117条の類推適用によるNPO法人の理事の第三者に対する責任として原告山田町が求める損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。』

3. 会社法429条について

会社法429条1項は、「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定している。

この条文は、平成17年改正前商法266条ノ3第1項を受け継いだものであるが、その意義について、最大判昭和44年11月26日民集23巻11号2150頁は、「法は、株式会社が経済社会において重要な地位を占めていること、しかも株式会社の活動はその機関である取締役の職務執行に依存するものであることを考慮して、第三者保護の立場から、取締役において悪意または重大な過失により右義務に違反し、これによって第三者に損害を被らせたときは、取締役の任務懈怠の行為と第三者の損害との間に相当の因果関係があるかぎり、会社がこれによって損害を被った結果、ひいて第三者に損害を生じた場合であると、直接第三者が損害を被った場合であると問うことなく、当該取締役が直接に第三者に対し損害賠償の責に任ずべきことを規定した」ものであるとしている。盛岡地裁も、この部分を意識していることは疑いがない。

最大判昭和44年11月26日の立場は、不法行為責任と競合する、いわゆる法定責任説と呼ばれる立場である⁽⁵⁾。学説においては、最高裁が示した根拠

(5) 江頭憲治郎=中村直人編・論点体系会社法3第2版580頁〔江頭憲治郎〕(2021年・第

が抽象的または不十分と思われることから、取締役が第三者に対して特別の法定責任を負う根拠を具体化するために議論を重ねてきたが⁽⁶⁾、法定責任説自体を否定しているわけではない。

4. 検討

(1) 営利法人（会社）と非営利法人（一般社団法人・NPO 法人）の対比

盛岡地裁は、最大判昭和 44 年 11 月 26 日を意識し、一般法人法 117 条 1 項が NPO 法人に類推適用されるかを検討するにあたり、会社法 429 条等を例示して、同条が法定責任であることを論じている。この例示の部分において、盛岡地裁は、営利法人（会社）と様々な非営利法人を一緒くたに並列しているが（盛岡地判が引用している信用金庫については最判昭和 63 年 10 月 18 日民集 42 卷 8 号 575 頁が、また中小企業等協同組合法により設立された信用協同組合については最判昭和 48 年 10 月 5 日判時 726 号 92 頁および最判平成 18 年 6 月 23 日判時 1943 号 146 頁が、それぞれ営利性を否定している。なお、東京地判令和 3 年 6 月 24 日金判 1626 号 34 頁は監査法人に営利性を肯定している。）、およそ法人の機関に関する規定は営利法人（会社法）のそれに近似していく傾向があると言われている⁽⁷⁾。その反面、営利法人の規律が非営利法人に適合するかどうかについて、それほど活発に議論されているわけではないとも指摘されている⁽⁸⁾。

とはいえ、立案担当者および学説においても、一般法人法と会社法の対第三者責任の規定の趣旨は同様に理解されているので⁽⁹⁾、営利性の有無は関係がないようにも思われるが、念のため、法人の営利性の有無が対第三者責任の規定の有無にどのように影響するのかを考察してみたい。

改めて、明文規定はないが、会社は、営利社団法人である⁽¹⁰⁾。これに対し

一法規)。

(6) 山下（徹）・前掲註(2)63 頁。

(7) 岡田昌浩「法人の理事の責任と経営判断原則」齋藤真紀ほか編・企業と法をめぐる現代的課題 253 頁（2021 年・商事法務）。

(8) 北村雅史「一般社団法人の機関制度の検討」NBL1104 号 29 頁（2017 年）。

(9) 山下（徹）・前掲註(2)61 頁、新公益法人制度研究会編著・一問一答公益法人関連三法 82 頁（2006 年・商事法務）、山田誠一「一般社団・財団法人法におけるガバナンス」ジュリスト 1328 号 26 頁（2007 年）。

て、一般社団法人・NPO法人は、(文字通り)非営利法人である。営利性については、いくつかの意義に分かれているが⁽¹¹⁾、ここでいう営利性は、対外的収益活動によって得た利益を社員に分配するということである⁽¹²⁾。

会社法429条について改めて確認すると、この規定は、第三者保護に加えて、役員等の責任を明確化することで、会社の自律的なガバナンスを実現するという側面もある⁽¹³⁾。

そして、一般社団法人においても、適正なガバナンスを実現することが求められているし⁽¹⁴⁾、ガバナンスの強化自体は現代の潮流である⁽¹⁵⁾。また、一般法人法278条以下において、株主代表訴訟に類する社員代表訴訟制度が設けられている(ただし、このことはNPO法人には妥当しない)。つまり、この部分については、会社と一般社団法人を同列に取り扱って特段の問題があるわけではないと思われる。一般社団法人のガバナンスは、会社と同程度であることが求められることになる。

ちなみに、実質的にみると、公企業の民営化等の観点から、営利法人と非営利法人の活動範囲の境界が曖昧になっていると指摘されていたが、被営利法人が収益活動自体を行ってはならないというわけではなく、そのとおりでであると言えるであろう⁽¹⁶⁾(例えば、株式会社形態の保険会社と相互会社形態の保険会社は、ともに保険業を行っている)。

以上からすると、営利性の有無が対第三者責任の規定の有無に直結しているわけではなく、むしろ、法人のガバナンスの観点からは対第三者責任の規定を通じた役員等や理事の規律付けのほうが重要であると言えるであろう。そうだとすると、盛岡地裁で問題となっているのはNPO法人への一般法人法117条1項の類推適用であるが、会社法429条1項の類推適用を検討する余地もあつ

(10) 近藤光男=志谷匡史=石田眞得=釜田薫子・基礎から学べる会社法第5版9頁(2021年・弘文堂)。

(11) 近藤=志谷=石田=釜田・前掲註(10)1頁、杉田貴洋「商法における営利性の意義をめぐって」法学研究96巻1号28頁(2023年)。

(12) 神作裕之「一般社団法人と会社-営利性と被営利性-」ジュリスト1328号43頁(2007年)、山下友信「商法の現代化と商人概念」同志社法学71巻1号103頁(2019年)。

(13) 山下(徹)・前掲註(2)62頁。

(14) 新公益法人制度研究会・前掲註(9)174頁。

(15) 落合誠一「会社の営利性について」黒沼悦郎=藤田友敬編・企業法の理論(上)16頁(2007年・商事法務)。

(16) 神作裕之「非営利団体のガバナンス-コーポレート・ガバナンス論との比較を中心に-」NBL767号26~27頁(2003年)。

たものと思われる。

付言するに、東京地判昭和 60 年 11 月 15 日判時 1183 号 108 頁は、公益社団法人の理事に改正前商法 266 条の 3 第 1 項の類推適用が可能か否かが問題となった事例であるが、「公益社団法人の理事…の責任につき商法 266 条ノ 3 が類推適用されるか否か検討するに、同条の立法趣旨は、本来、株式会社の取締役は、自己の任務を遂行するに当たり、会社に対して負っている善管注意義務や忠実義務に違反して、第三者に損害を被らせたとしても、当然に損害賠償の義務を負うものではないが、株式会社が経済社会において重要な地位を占めていること、しかも株式会社の活動はその機関である取締役の職務執行に依存するものであることを考慮して、第三者保護の立場から規定された点にあると解される（最高裁昭和 39 年（オ）第 1175 号昭和 44 年 11 月 26 日大法廷判決・民集第 23 卷第 11 号 2150 頁参照。）ところ、公益社団法人はその性質上その経済社会における地位の重要性については、株式会社に及ぶべくもないこと、確かに公益社団法人の運営については、代表機関である理事の活動に依存するところが大きいとはいえ、一方株式会社とは異なり、主務官庁がその設立許可権限（民法 34 条）、設立許可取消権限（民法 71 条）、業務の監督権限（民法 67 条）、定款の変更を認可する権限（民法 38 条 2 項）等を有しているのであって、右の点からすれば公益社団法人の業務の運営が株式会社における取締役のごとくに理事のみに依存しているとは認め難いこと、また、右事情からして、株式会社の場合ほどに第三者保護の必要性は認め難いこと、さらには、法は株式会社の取締役以外の取締役あるいは理事に、商法 266 条ノ 3 と同様の責任を負わせる場合には各法令に個別に規定している（有限会社法 30 条ノ 3、労働金庫法 37 条 2 項、信用金庫法 35 条 2 項、農業協同組合法 31 条の 2 第 3 項等）と考えられることからすれば、公益社団法人における理事の個人責任について、…商法 266 条ノ 3 と同趣旨の責任を負わせるのは相当ではない。」と判示している（改正前の条文はそのまま引用した。）。

個別法の規定が必要であるという部分は盛岡地判と同様であるが（東京地判昭和 55 年 9 月 16 日判時 997 号 131 頁も同旨。）、他の理由付けである経済社会における地位の高低、監督の強弱がどう関係しているか、そしてこれらが第三者保護の必要性とつながることがよく分からないので⁽¹⁷⁾、この裁判例はあまり参考にならないと思われる。

(17) 出口正義・ジュリスト 926 号 108 頁（1989 年）。

(2) 非営利法人同士（一般社団法人とNPO法人）の対比

前述のように、一般法人法には理事の対第三者責任の規定があるのに対し、NPO法にはそのような規定は存在しない（この点については、あまり議論がなされていなかったようである⁽¹⁸⁾）。

NPO法は、平成10年に成立したものである。この制度の趣旨は、社会の様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されているなかで、これらの団体であって、法人格を持たないものが簡易な手続きで法人格を取得することを可能とすることである⁽¹⁹⁾。

そして、NPO法2条に関連する別表には、NPO法人の20の活動分野（①保健、医療又は福祉の増進を図る活動、②社会教育の推進を図る活動、③まちづくりの推進を図る活動、④観光の振興を図る活動、⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動、⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、⑦環境の保全を図る活動、⑧災害救援活動、⑨地域安全活動、⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動、⑪国際協力の活動、⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、⑬子どもの健全育成を図る活動、⑭情報化社会の発展を図る活動、⑮科学技術の振興を図る活動、⑯経済活動の活性化を図る活動、⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動、⑱消費者の保護を図る活動、⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動、⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動）が掲げられており、これは限定列举である。

これに対して、一般法人法は、民法の法人法制と中間法人法の改正によって平成18年に成立したものである。これによって、営利も公益も目的としない法人が設立できることになった⁽²⁰⁾。また、監督官庁は存在せず⁽²¹⁾、NPO法のような活動分野の限定もなされていない。

この2つの法律の関係をどう理解するかは、説明するのが難しい。つまり、一般法人法は、その名称からして法人法制の一般法のように考えられるし⁽²²⁾、先行研究は、NPO法は一般法人法に比して独自の意義が認められ、一般法特

(18) 椿・前掲註(3)143頁。

(19) 山田誠一「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律について」みんけん590号12頁（2006年）。

(20) 山下純司「権利能力なき社団と被営利活動」NBL1104号22頁（2017年）。

(21) 山田誠一「これからの法人制度（第1回）」法学教室321号16頁（2007年）。

(22) 四宮和夫＝能見善久・民法総則〔第9版〕96頁（2018年・弘文堂）。

別法の関係にあるとされるが⁽²³⁾、NPO 法のほうが先に成立していることから、一般法・特別法の関係にはないものと考えられる。通常、民法と消費者契約法のように、先にある法律があって、それでは都合の悪い場合があることから、その部分を修正した法律が成立するという流れであろうと考えられるが、一般法人法は NPO 法を修正したものではなく、上記のような経緯によって成立したものである。言い換えると、一般法人に対第三者責任の規定が適用されたことで何か不都合が生じたことから NPO 法でこれを削除したというわけではない（そもそも、一般法人法 117 条の適用が争われた事例自体が東京地判平成 25 年 2 月 1 日 LEX/DB25501443、東京地判平成 26 年 4 月 22 日 LEX/DB25519044、東京地判平成 27 年 12 月 25 日 LEX/DB25532962、東京地判平成 28 年 5 月 17 日 LEX/DB25543032、東京地判平成 28 年 9 月 16 日 LEX/DB25537377 と少なく、また、これらが特に問題のある判決というわけでもない。）。

先に成立していた NPO 法の立法当時に対第三者責任の規定は存在していなかったわけであるが、そもそも、NPO 法人自体がボランティア団体を法人成りさせたものであることから⁽²⁴⁾、極めて小規模な団体が想定されており、対第三者責任を問うような場面は想定されていなかったと思われる（なお、宗教法人法にも対第三者責任の規定が存在しないが、こちらも、宗教法人が（現実かどうかは別として）対第三者責任を問われるような事態が想定されていなかったものと思われる。）。その意味で、最大判昭和 44 年 11 月 26 日や盛岡地判が言うように、経済社会において重要な位置を NPO 法人が占めていたとは考えられていなかったであろう。むしろ、ボランティア団体の法人成りという観点からは、極めて小規模な法人にガバナンスを求めるという不経済よりも、設立の容易さを重視したものと考えられる。

このように考えると、一般法人法と NPO 法は理論的には一応の住み分けができていると思われることから、理事の対第三者責任の規定の存否が異なるからといって、特段不自然なものではないとも思われる。

しかしながら、NPO 法人も一般社団法人も、準則主義で比較的小規模な団体によって設立されているという共通点がある⁽²⁵⁾。また、一般社団法人も NPO 法人も現代社会において、経済的にも文化的にも重要な役割を担うようになってきている⁽²⁶⁾。そして、NPO 法人の活動領域は上記のように 20 に限定さ

(23) 椿・前掲註(3)162 頁。

(24) 佐久間毅「法人通則-非営利法人法制の変化を受けて-」NBL1104 号 48 頁（2017 年）。

(25) 橋本佳幸「非営利法人と不法行為責任」NBL1104 号 37 頁（2017 年）。

れているが、もともとボランティア活動からスタートしたという経緯にかんがみれば、実質的に活動領域に制限はないものと言って差し支えないものと思われる。一般社団法人も NPO 法人の業務を行うことができることからすると、両者の実際の活動範囲は相当に重複するものであると思われる（そうだとすると、一般法人法および一般法人と NPO 法および NPO 法人の双方が必要なのか、あるいは後者は必要ないのではないかとも考えられるが、なくすことに反対も強く、公益法人とは別の法人類型として存置されることになった⁽²⁷⁾。⁽²⁸⁾）

以上からすると、一般法人法と NPO 法の住み分けができていたと言っても、対第三者責任の規定の存否を正当化するほどの根拠となるかは一考の余地がある。

(3) 小括

以上をまとめると、まず、営利法人（会社）と非営利法人（一般社団法人・NPO 法人）の対比から、対第三者責任の規定の有無は、法人の営利性とは関係なく、当該法人のガバナンスを強化するための手段の一つであることが確認された。この観点からすると、確かに、NPO 法の立法当時にはガバナンスよりも法人成りの容易さが重視されたのかもしれないが、今日では、法人のガバナンスの強化が言われており、NPO 法人もその例外ではない。無論、ボランティア団体とほとんど変わらないような小規模な NPO 法人にガバナンスを求めると、そちらに注力する必要があることから、本来の活動に支障を来すという反論も考えられる。これについては、会社法が会社の規模等によって求められる機関設計を変えていることから、何を基準とするかは別として、他の非営利法人に関する法律の内部で、当該非営利法人に適したガバナンスの仕組みを用意するほうが、社会的に望ましいのではないと思われる。

このように考えると、盛岡地裁が「一般法人法 117 条 1 項…に基づく損害賠償責任は、法律上特別に定められた責任であるから、このような法定責任を認めるためには法の明文を要する（例えば、会社法 429 条…など、経済的側面から見て社会に重要な地位を占める法人については、一般法人法 117 条 1 項と同旨の規定がある。）。そうであれば、当該法人の根拠法にこのような法定責任が定められ

(26) 鳥谷部茂「一般法人・公益法人・営利法人の共通性と独自性」福山大学経済学論集 43 巻 1=2 号 169-170 頁 (2019 年)。

(27) 大村敦志・民法読解総則編 218 頁 (2009 年・有斐閣)。

(28) 佐久間・前掲註(24) 52 頁。

ていないことは、当該法人についてこのような法定責任を認めないこととした立法者意思の顕れというべきであるから、法の明文がない以上、このような法定責任を認める余地はない。」と判示しているのは、首肯し難い。むしろ、対第三者責任の規定は法人のガバナンス強化の観点から意義があり、これはNPO 法人にも妥当するものである⁽²⁹⁾。つまり、NPO 法人法に対第三者責任の規定が存在しないことを上記の判旨のように積極的に評価するのではなく、立法の不備と理解すべきである。この不備を受けるためには、法改正以外に⁽³⁰⁾、他の法律の対第三者責任の規定を類推適用するか、盛岡地判では検討されていないが、一般不法行為の成否を検討すべきであった。

なお、どの法律の対第三者責任の規定を類推適用するかについて付言すると、様々な法人法制が会社法を参考に行っていることからすると、会社法が法人法制の一般法的な位置にあると言えるであろう。また、会社法は判例や学説の集積も多いことから、参考となる情報も多い。学説も役員等の任務懈怠による対第三者責任は、現在では、会社特有のものではなく、一般性のあるものになっているとされていることから⁽³¹⁾、会社法 429 条 1 項の類推適用を検討すべきであった。

5. おわりに

本稿の出発点は、筆者が指導を受けている上智大学国際企業環境法研究会の個別研究テーマが「東日本大震災と企業法」であったことから、何がテーマに合うかを同じく研究会のメンバーである広見正行氏（本学客員研究員・神戸市外国語大学准教授）と議論したことである。この過程で、岩手県山田町を舞台と

(29) 佐久間・前掲註(24)51頁。

(30) 先行研究は、NPO 法の改正について、第三者の被害が救済されない事態の続発によりNPO 法人制度に対する信頼が揺らぐ状況が必要とされるものもあるが（佐久間・前掲註(24)52頁。）、全体に比べれば少数であるが、NPO 法人制度ができた当時から本来の目的とは異なる用いられ方がされている。この点については、設立の要件が緩いので、悪用されるおそれは当初から存在したと言える。また、本稿で検討している盛岡地裁の事件も大きく報道されていたものであることから、NPO 法人制度に対する信頼という観点からすると、法改正が検討されてもよい時期が来ているのではないと思われる。同じく第三者責任の規定がない宗教法人法も、周知のとりの事件が現在進行形で続いているので、同様である。これらの法律の成立時に比して第三者保護の要請が強くなっているのであれば、立法の手当が必要であろう（椿・前掲註(3)133頁。）。

(31) 佐久間・前掲註(24)50頁。

した一連の事件とその法廷闘争である盛岡地判に行きついた。

先に引用したとおり、盛岡地判は、対第三者責任の規定がないNPO法人に対第三者責任の規定である一般社団法人117条1項の類推適用を否定している。しかしながら、NPO法に対第三者責任の規定が存在しないことが論理必然のことではないことは、本稿で確認・検討したことから明らかである。

対第三者責任の規定は法人のガバナンスの観点から意義があり、ガバナンスの重要性は営利・非営利を問わず、全ての法人に妥当するものである。したがって、NPO法に対第三者責任の規定が存在しないことは、望ましいことではない。この点については、立法上の手当が(宗教法人法とならんで)必要であると思われるが、現行法の解釈という観点からは、法人法制の一般法的な位置にある会社法429条1項の類推適用が検討されるべきであり、これが認められ、Yは対第三者責任を負うという結論が導かれるべきであった。

(本学客員研究員)